

令和2年度

財政援助団体等監査報告書

伊豆の国市監査委員

1. 監査実施日及び場所
令和2年11月24日(火) 場所 韮山福祉・保健センター
2. 監査を実施した監査委員名 大谷良則・梅原秀宣
3. 監査の種別
財政援助団体監査(地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査)
4. 監査の対象
社会福祉法人 伊豆の国市社会福祉協議会
会 長: 河野真人
所 管 課: 市民福祉部福祉事務所社会福祉課
補 助 金 名: 伊豆の国市社会福祉協議会運営事業費補助金
5. 監査の範囲と着眼点
令和元年の、財務状況及び事務事業の執行状況に主眼を置き実施した。

◎所管課

- (1) 補助金等の交付目的及び補助対象事業の内容は明確になっているか。
- (2) 補助金等に関する条件の内容は明確か。
- (3) 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- (4) 補助金等の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。
- (5) 補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。
- (6) 補助金等の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。

◎補助団体

- (1) 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告書等は符号するか。
- (2) 補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時行われているか。
- (3) 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助対象事業以外に流用されていないか。
- (4) 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- (5) 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。
- (6) 会計処理上の責任体制は確立されているか。
- (7) 清算報告は適正に行われているか。また、清算に伴う返還金の返還時期等は適切か。

6. 監査の方法

予備監査（監査委員事務局職員による関係書類等の審査）

本監査（監査委員による説明聴取、質疑、現地調査）

7. 監査の結果

監査対象団体は、市補助金交付要綱に基づき交付申請並びに実績報告手続きが適正に行われていた。所管課においては、提出された書類等の審査を的確に行い遅延なく補助金交付等事務処理がなされていた。

また、監査対象団体の収支事務処理は、決算書及び証拠書類により補助金の目的に沿って適正に執行されていた。

なお、意見等については、対象団体の監査結果報告書に記載の通りである。

監査結果報告書(対象団体別)

1. 対象団体名

社会福祉法人 伊豆の国市社会福祉協議会

2. 団体の概要

- (1) 団体名 社会福祉法人 伊豆の国市社会福祉協議会
- (2) 所在地 伊豆の国市四日町302番地の1
- (3) 創立 平成17年4月1日
- (4) 構成 評議会理事会等 24人 会長 1名 事務局長 1名
正職員 24人 嘱託 7名 パート 41名

3. 主な業務・事業内容

- (1) 地域福祉活動の推進
- (2) 高齢者・障がい者支援事業
- (3) 介護福祉事業
- (4) 生活支援事業
- (5) 子育て支援事業
- (6) 各種募金活動

4. 事業の実施状況

令和元年度は、第3次地域福祉活動計画に掲げた「市民が支える地域福祉 心温まるいずのくに」を基本理念に事業を行った。

地域福祉事業では、自治会組織の連携強化を目的にコミュニティ講演会の開催、社会福祉法人連絡会事業として「社会資源活用サポートガイド」を作成し、関係団体等との連携の推進を図った。子育て支援事業では、おもちゃ図書館を拠点とした多世帯交流、子ども食堂の運営を行った。

相談支援事業では、社会福祉協議会が後見人となる法人後見人事業がスタートし、高齢者等が安心して日常生活を送ることができるように支援を行った。

在宅福祉サービス事業では、高齢者や障がい者が住み慣れた地域で在宅生活を営むことができるようサービスの向上に努めた。

また、令和元年度は、10月に発生した台風19号による災害に対応するため、災害ボランティア本部を運営し、多くのボランティアや関係者と協力して災害復興に努めた。

5. 所見

(1) 所管課（社会福祉課）

- ・社会福祉協議会運営事業費補助と指定管理業務委託について、補助金と委託料の違いはあれ、市からの支出は同じであるので、補助内容及び業務委託内容の検討をされたい。

(2) 補助団体（社会福祉法人 伊豆の国市社会福祉協議会）

・協議会運営費補助金の対象事業のうち指定管理業務に係る人件費を算入するように平成27年度から事業・予算の見直しをしたが、指定管理業務は公益事業であるため消費税の課税対象となり、消費税分市が支払う委託料が増えることになる。事業ごとに予算を積算しているため、再度の見直しは難しい点もあるが、協議会運営事業に組み込めるか検討されたい。